



2025年11月21日

各 位

会社名 西菱電機株式会社
代表者名 代表取締役社長 西井 希伊
(コード番号 4341 東証スタンダード)
問合せ先 取締役 経営企画本部 本部長 平塚 俊光
(TEL 06-6345-4160)

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の当社取締役会において、譲渡制限付株式報酬として自己株式の処分（以下、「本自己株式処分」という。）を行うことについて、下記のとおり決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 処分の概要

(1) 払込期日	2026年2月2日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 106,400 株
(3) 処分価額	1 株につき 780 円
(4) 処分総額	82,992,000 円
(5) 処分予定先	当社の執行役員 8 名 1,600 株 ※取締役兼務執行役員を除く。 当社の従業員 524 名 104,800 株
(6) その他	本自己株式処分については、金融商品取引法に基づく有価証券通知書を提出しております。

2. 処分の目的及び理由

当社は、2025年5月14日開催の当社取締役会において、一定の条件を満たす当社の執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）及び従業員に対して、当社株式の取得機会を提供することで、資産形成の一助とすることに加え、当社の業績や株価への意識を高めるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進め、企業価値の持続的な向上へのモチベーションを高めることを目的として、当該執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）及び従業員に対し、譲渡制限付株式を交付する株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することを決議いたしました。

本日、当社取締役会において、2026年2月2日から2029年1月31日までの期間に係る譲渡制限付株式報酬として、一定の条件を満たす当社の執行役員（取締役兼務執行役員を除く。）及び従業員 532 名（以下、併せて「割当対象者」という。）に対し、金銭報酬債権合計 82,992,000 円を支給し、割当対象者が当該金銭報酬債権の全部を現物出資の方法によって給付することにより、特定譲渡制限付株式として当社普通株式 106,400 株を割り当てる決議いたしました。また、本自己株式処分による希薄化の規模は、2025年9月30日現在の発行済株式総数 3,500,000 株に対し 3.04%（小数点以下第3位を四捨五入。）と軽微であるため、本制度の目的に照らして合理的であると考えております。また、当該金銭報酬債権は、各割当対象者が、当社との間で、大要、以下の内容をその内容に含

む譲渡制限付株式割当契約（以下、「割当契約」という。）を締結すること等を条件として支給いたします。

3. 割当契約の概要

① 譲渡制限期間

2026年2月2日～2029年1月31日

上記に定める譲渡制限期間（以下、「本譲渡制限期間」という。）において、割当対象者は、当該割当対象者に割り当てられた譲渡制限付株式（以下、「本割当株式」という。）につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができません（以下、「譲渡制限」という。）。

② 譲渡制限付株式の無償取得

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に当社を退職した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、本割当株式を、当該退職の時点をもって、当然に無償で取得するものといたします。

③ 譲渡制限の解除

当社は、割当対象者が、本譲渡制限期間中、継続して、当社の執行役員又は従業員のいずれかの地位にあったことを条件として、期間満了時点をもって、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、譲渡制限を解除いたします。ただし、割当対象者が、本譲渡制限期間が満了する前に、当社取締役会が正当と認める理由により当社を退職した場合（正社員からパート、アルバイト又は契約社員となる場合を含む。）、嘱託社員としての契約期間が満了した場合（契約期間の満了後に契約更新をする場合を含む。）又は定年に達した場合（定年退職後に再雇用される場合を含む。）には、当該時点において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該時点の直後の時点をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

④ 株式の管理に関する定め

割当対象者は、SMB C 日興証券株式会社に、当社が指定する方法にて、本割当株式について記載又は記録する口座の開設を完了し、譲渡制限が解除されるまでの間、本割当株式を当該口座に保管・維持するものといたします。

⑤ 組織再編等における取扱い

当社は、本譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する議案が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社取締役会）で承認された場合には、当社取締役会決議により、当該承認の日において割当対象者が保有する本割当株式の全部につき、当該組織再編等の効力発生日の前営業日の直前時をもって、これに係る譲渡制限を解除するものといたします。

4. 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容

本自己株式処分における処分価額につきましては、恣意性を排除した価格とするため、当社取締役会決議日の直前営業日（2025年11月20日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値である780円としております。これは、当社取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上